

判例六法プロフェッショナル 令和六年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法プロフェッショナルは、基準日(令和五年九月一日)までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法プロフェッショナルに掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和六年四月二日から令和七年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和七年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法プロフェッショナル本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和六年一月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和六・五・三〇までに施行」などと表記しています。施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法プロフェッショナルに掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和六年一月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

〔内容現在〕 令和六年一月一日
〔掲載内容〕 判例六法プロフェッショナル令和六年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
〔施行期日の範囲〕 令和六年四月二日から令和七年三月三十一日まで(令和七年四月一日以降のものは判例六法プロフェッショナルに注記を加えて掲載した)。
〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法プロフェッショナルと同一の部分については(略)などと表記して、項及び号の範囲で省略している。
〔改正法令一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。
〔施行日決定一覧〕 判例六法プロフェッショナル基準日(令和五年九月一日)から令和六年一月一日までに公布された施行期日を決める法令による施行期日を二覧で掲げた。

施行日決定一覧

法令名	施行期日	施行期日を決めた法令
戸籍法の一部を改正する法律(令和法二七)附則第一条第五号	令和六・三・一	令和五・二・二九政三三六
全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三法六六)附則第一条第六号	令和六・三・一	令和五・二・二九政三三九
民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四法四八)附則第一条第四号	令和六・三・一	令和五・二・二五政三五六
児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四法六六)附則第一条第四号及び第五号	令和六・四・一(同各五号につき令和七・六・一)	令和五・二・二三政三七二
刑法等の一部を改正する法律(令和四法六七)附則第一項本文	令和七・六・一	令和五・二・一〇政三八

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四六九）附則第一条第四号	令和六・四・一	令和五・九・一三政七九
仲裁法の一部を改正する法律（令和五二五）附則第一条	令和六・四・一	令和五・二・一五政三七
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五二七）附則第一条	令和六・四・一	令和五・二・一五政三八
刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五二八）附則第一条第三号及び第四号	附則第一条第三号につき 令和五・二・一五同 条第四号につき令和六・ 二・一五	令和五・二・一〇政三〇
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五三三）附則第一条第二号	令和六・二・一六	令和五・二・二七政七八
漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五三四）附則第一条	令和六・四・一	令和五・一〇・一八政〇三
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五四八）附則第一条第二号	令和六・二・二二	令和五・二・二七政七四
不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五五二）附則一条本文及び同条第二号	附則一条本文につき令 和六・四・八、同条第二 号につき令和六・一・一	令和五・二・二九政三七
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五五五）附則第一条第一号及び第二号	附則第一条第一号につき 令和五・二・一一、同条 第二号につき令和五・一 二・一	令和五・九・二九政九六
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五五八）附則第一条第一号	令和六・四・一	令和五・九・二九政九二
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五六三）附則一条本文	令和六・四・一	令和五・九・一三政八四
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五六六）附則第一条第一号	令和五・二・一五	令和五・二・一〇政三九

目次

公 法

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成二五法二七）……………三

○住民基本台帳法（昭和四二法八）……………五

○所得税法（昭和四〇法三三）……………七

○地方税法（昭和五二法二六）……………八

○道路交通法（昭和三五法一〇五）……………八

○出入国管理及び難民認定法（昭和二六政三二九）……………九

刑 事 法

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九法二二）……………一五

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二五法八六）……………一六

○刑事訴訟法（昭和二三法一一三）……………一六

社 会 法

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四一法一一三）……………一六

○国民年金法（昭和三四法一四）……………一六

○健康保険法（天正一二法七〇）……………一七

産 業 法

○国民健康保険法（昭和三三法一九二）……………一七

○臓器の移植に関する法律（平成九法一〇四）……………一八

○消費者契約法（平成二二法六）……………一九

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三七法三四）……………一九

有効な改正前規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

報保護員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者が当該事務の内容に応じ、個人情報保護委員及び関係定めの個人番号利用事務実施者による。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要とする第四欄に掲げる特定個人情報である当該事務の内容に応じて個人情報保護員会規則で定める条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報（記録された情報）に限る。この提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

第十七条（略）

第四章

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（情報提供ネットワークシステム）

② 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対し特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき、改正により開かれた二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報（記録された情報）が当該特定個人情報として、第二十八条第三項及び第五項（附録）の規定に違反する事実があったと認めるとき、改正により開かれた。

③ 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

④ 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報を提供等事務（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供に関する事務）について、以下の条及び次に示す他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（特定個人情報の提供）

① 情報提供者は、第十九条第一号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めに基づいて第二十一条第二項の定めるところにより、情報照会者に対し当該特定個人情報を提供しなければならない。

② 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとする。

（情報提供等の記録）

① 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続された

その者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 特定個人情報の項目

二 前二項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報を提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

（秘）

（秘）の管理

④ 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供に関する事務）について、以下の条及び次に示す他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供）

第十九条第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、「第二十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十一条第二項中「ならぬ」とあるのは「ならぬ。ただし、第二十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りとする」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第九号）」と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と、同条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替へるものとする。

（第四八条）

個人番号利用事務等又は第七条第二項若しくは第八項

の規定による個人番号の指定若しくは通知（第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報）を含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（第五二条）

国の機関の地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職務を遂行して、専らその職務の用以外の利用を目的とする個人秘密に属する特定個人情報を記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができ、或いは複製が容易な記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（第五六条）

第四十八条から第五十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

○住民基本台帳法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和五・五・三）法一六 本則二条（令和六・五・三）まで施行
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五・六・九）法四八（令和六・六・九）まで施行

〔住民票の記載等〕

第九條 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条第三項及びほか政令で定めることにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

〔住民票の記載等のための市町村長への通知〕

第九條の二（略）
第九條の三（略）
第九條の四（略）
第九條の五（略）
第九條の六（略）
第九條の七（略）
第九條の八（略）
第九條の九（略）
第九條の十（略）
第九條の十一（略）
第九條の十二（略）
第九條の十三（略）
第九條の十四（略）
第九條の十五（略）
第九條の十六（略）
第九條の十七（略）
第九條の十八（略）
第九條の十九（略）
第九條の二十（略）
第九條の二十一（略）
第九條の二十二（略）
第九條の二十三（略）
第九條の二十四（略）
第九條の二十五（略）
第九條の二十六（略）
第九條の二十七（略）
第九條の二十八（略）
第九條の二十九（略）
第九條の三十（略）
第九條の三十一（略）
第九條の三十二（略）
第九條の三十三（略）
第九條の三十四（略）
第九條の三十五（略）
第九條の三十六（略）
第九條の三十七（略）
第九條の三十八（略）
第九條の三十九（略）
第九條の四十（略）
第九條の四十一（略）
第九條の四十二（略）
第九條の四十三（略）
第九條の四十四（略）
第九條の四十五（略）
第九條の四十六（略）
第九條の四十七（略）
第九條の四十八（略）
第九條の四十九（略）
第九條の五十（略）

〔住民基本台帳の脱漏等に関する委員会による通知〕

第三條 市町村の委員会（以下自治法会法第三十条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たって、住民基本台帳脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤り若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

〔選挙人の簿との関係〕

第五條（略）

有効な改正前規定（住民基本台帳法）

② 市町村長は、第八條の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等が選挙人名簿の登録に関係ある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

〔戸籍の附票の記載事項〕

第七條（略）
第七條の二（略）
第七條の三（略）
第七條の四（略）
第七條の五（略）
第七條の六（略）
第七條の七（略）
第七條の八（略）
第七條の九（略）
第七條の十（略）
第七條の十一（略）
第七條の十二（略）
第七條の十三（略）
第七條の十四（略）
第七條の十五（略）
第七條の十六（略）
第七條の十七（略）
第七條の十八（略）
第七條の十九（略）
第七條の二十（略）
第七條の二十一（略）
第七條の二十二（略）
第七條の二十三（略）
第七條の二十四（略）
第七條の二十五（略）
第七條の二十六（略）
第七條の二十七（略）
第七條の二十八（略）
第七條の二十九（略）
第七條の三十（略）
第七條の三十一（略）
第七條の三十二（略）
第七條の三十三（略）
第七條の三十四（略）
第七條の三十五（略）
第七條の三十六（略）
第七條の三十七（略）
第七條の三十八（略）
第七條の三十九（略）
第七條の四十（略）
第七條の四十一（略）
第七條の四十二（略）
第七條の四十三（略）
第七條の四十四（略）
第七條の四十五（略）
第七條の四十六（略）
第七條の四十七（略）
第七條の四十八（略）
第七條の四十九（略）
第七條の五十（略）

〔戸籍の附票の記載等〕

第八條 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正は、職権で行うものとする。

〔戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長への通知〕

第九條の二（略）
第九條の三（略）
第九條の四（略）
第九條の五（略）
第九條の六（略）
第九條の七（略）
第九條の八（略）
第九條の九（略）
第九條の十（略）
第九條の十一（略）
第九條の十二（略）
第九條の十三（略）
第九條の十四（略）
第九條の十五（略）
第九條の十六（略）
第九條の十七（略）
第九條の十八（略）
第九條の十九（略）
第九條の二十（略）
第九條の二十一（略）
第九條の二十二（略）
第九條の二十三（略）
第九條の二十四（略）
第九條の二十五（略）
第九條の二十六（略）
第九條の二十七（略）
第九條の二十八（略）
第九條の二十九（略）
第九條の三十（略）
第九條の三十一（略）
第九條の三十二（略）
第九條の三十三（略）
第九條の三十四（略）
第九條の三十五（略）
第九條の三十六（略）
第九條の三十七（略）
第九條の三十八（略）
第九條の三十九（略）
第九條の四十（略）
第九條の四十一（略）
第九條の四十二（略）
第九條の四十三（略）
第九條の四十四（略）
第九條の四十五（略）
第九條の四十六（略）
第九條の四十七（略）
第九條の四十八（略）
第九條の四十九（略）
第九條の五十（略）

〔住民としての地位の変更に関する届出の原則〕

第二條の四 住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの法及び第四條の三に定める届出によつて行うものとする。

〔届出の方式等〕

第七條の二（略）
第七條の三（略）
第七條の四（略）
第七條の五（略）
第七條の六（略）
第七條の七（略）
第七條の八（略）
第七條の九（略）
第七條の十（略）
第七條の十一（略）
第七條の十二（略）
第七條の十三（略）
第七條の十四（略）
第七條の十五（略）
第七條の十六（略）
第七條の十七（略）
第七條の十八（略）
第七條の十九（略）
第七條の二十（略）
第七條の二十一（略）
第七條の二十二（略）
第七條の二十三（略）
第七條の二十四（略）
第七條の二十五（略）
第七條の二十六（略）
第七條の二十七（略）
第七條の二十八（略）
第七條の二十九（略）
第七條の三十（略）
第七條の三十一（略）
第七條の三十二（略）
第七條の三十三（略）
第七條の三十四（略）
第七條の三十五（略）
第七條の三十六（略）
第七條の三十七（略）
第七條の三十八（略）
第七條の三十九（略）
第七條の四十（略）
第七條の四十一（略）
第七條の四十二（略）
第七條の四十三（略）
第七條の四十四（略）
第七條の四十五（略）
第七條の四十六（略）
第七條の四十七（略）
第七條の四十八（略）
第七條の四十九（略）
第七條の五十（略）

略

〔国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例〕

第八條の二 この章又は第四章の三の規定による届出をする者は、国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるもの（付記）を付記するものとする。

〔後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例〕

第八條の三 この章又は第四章の三の規定による届出をする者は、後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるもの（付記）を付記するものとする。

〔介護保険法の被保険者である者に係る届出の特例〕

第八條の四 この章又は第四章の三の規定による届出をする者は、介護保険法の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるもの（付記）を付記するものとする。

〔国民年金の被保険者である者に係る届出の特例〕

第九條 この章又は第四章の三の規定による届出をする者は、国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるもの（付記）を付記するものとする。

〔児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例〕

第九條の二 この章又は第四章の三の規定による届出をする者は、児童手当の支給を受けている者は、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるもの（付記）を付記するものとする。

〔米穀の配給を受ける者に係る届出の特例〕

第三〇條 この章又は第四章の三の規定による届出をする者は、米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの（付記）を付記するものとする。

〔市町村長から都道府県知事の本人確認情報の通知等〕

第三〇條の二（略）
第三〇條の三（略）
第三〇條の四（略）
第三〇條の五（略）
第三〇條の六（略）
第三〇條の七（略）
第三〇條の八（略）
第三〇條の九（略）
第三〇條の十（略）
第三〇條の十一（略）
第三〇條の十二（略）
第三〇條の十三（略）
第三〇條の十四（略）
第三〇條の十五（略）
第三〇條の十六（略）
第三〇條の十七（略）
第三〇條の十八（略）
第三〇條の十九（略）
第三〇條の二十（略）
第三〇條の二十一（略）
第三〇條の二十二（略）
第三〇條の二十三（略）
第三〇條の二十四（略）
第三〇條の二十五（略）
第三〇條の二十六（略）
第三〇條の二十七（略）
第三〇條の二十八（略）
第三〇條の二十九（略）
第三〇條の三十（略）
第三〇條の三十一（略）
第三〇條の三十二（略）
第三〇條の三十三（略）
第三〇條の三十四（略）
第三〇條の三十五（略）
第三〇條の三十六（略）
第三〇條の三十七（略）
第三〇條の三十八（略）
第三〇條の三十九（略）
第三〇條の四十（略）
第三〇條の四十一（略）
第三〇條の四十二（略）
第三〇條の四十三（略）
第三〇條の四十四（略）
第三〇條の四十五（略）
第三〇條の四十六（略）
第三〇條の四十七（略）
第三〇條の四十八（略）
第三〇條の四十九（略）
第三〇條の五十（略）

つて、第三條の六第三項の規定による都道府県知事が保存する本人確認情報であると同項の規定による保存期間が経過しているもの（以下「都道府県知事本人確認情報」という。）に限り、当該都道府県知事本人確認情報を保存する都道府県知事本人確認情報保存本人確認情報保存期間が経過しているもの（以下「住民票保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供することとする。ただし、個人番号については、当該表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九條第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供することとする。

〔デジタル庁への住民票コードの提供〕

第三〇條の九（略）

〔デジタル庁への住民票コードの提供〕

第三〇條の九（略）

〔通知都道府県内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供〕

第三〇條の十（略）
第三〇條の十一（略）
第三〇條の十二（略）
第三〇條の十三（略）
第三〇條の十四（略）
第三〇條の十五（略）
第三〇條の十六（略）
第三〇條の十七（略）
第三〇條の十八（略）
第三〇條の十九（略）
第三〇條の二十（略）
第三〇條の二十一（略）
第三〇條の二十二（略）
第三〇條の二十三（略）
第三〇條の二十四（略）
第三〇條の二十五（略）
第三〇條の二十六（略）
第三〇條の二十七（略）
第三〇條の二十八（略）
第三〇條の二十九（略）
第三〇條の三十（略）
第三〇條の三十一（略）
第三〇條の三十二（略）
第三〇條の三十三（略）
第三〇條の三十四（略）
第三〇條の三十五（略）
第三〇條の三十六（略）
第三〇條の三十七（略）
第三〇條の三十八（略）
第三〇條の三十九（略）
第三〇條の四十（略）
第三〇條の四十一（略）
第三〇條の四十二（略）
第三〇條の四十三（略）
第三〇條の四十四（略）
第三〇條の四十五（略）
第三〇條の四十六（略）
第三〇條の四十七（略）
第三〇條の四十八（略）
第三〇條の四十九（略）
第三〇條の五十（略）

〔前項（第号）に係る部分に限る。〕の規定による通知都道府県内の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機械の使用に係る電子計算機が電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

改正により追加

有効な改正前規定（住民基本台帳法）

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機構への本人確認情報の提供）

第〇〇条の二（略）

第〇〇条の三（略）

第〇〇条の四（略）

第〇〇条の五（略）

第〇〇条の六（略）

第〇〇条の七（略）

第〇〇条の八（略）

第〇〇条の九（略）

第〇〇条の十（略）

第〇〇条の十一（略）

第〇〇条の十二（略）

第〇〇条の十三（略）

第〇〇条の十四（略）

第〇〇条の十五（略）

第〇〇条の十六（略）

第〇〇条の十七（略）

第〇〇条の十八（略）

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第〇〇条の二（略）

第〇〇条の三（略）

第〇〇条の四（略）

第〇〇条の五（略）

第〇〇条の六（略）

第〇〇条の七（略）

第〇〇条の八（略）

第〇〇条の九（略）

第〇〇条の十（略）

第〇〇条の十一（略）

第〇〇条の十二（略）

第〇〇条の十三（略）

第〇〇条の十四（略）

第〇〇条の十五（略）

第〇〇条の十六（略）

第〇〇条の十七（略）

第〇〇条の十八（略）

（本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第〇〇条の三〇（略）

第〇〇条の三一（略）

第〇〇条の三二（略）

第〇〇条の三三（略）

第〇〇条の三四（略）

第〇〇条の三五（略）

第〇〇条の三六（略）

第〇〇条の三七（略）

第〇〇条の三八（略）

第〇〇条の三九（略）

第〇〇条の四〇（略）

第〇〇条の四一（略）

第〇〇条の四二（略）

第〇〇条の四三（略）

第〇〇条の四四（略）

第〇〇条の四五（略）

第〇〇条の四六（略）

（本人確認情報等の提供及び利用の制限）

第〇〇条の二五（略）

第〇〇条の二六（略）

第〇〇条の二七（略）

第〇〇条の二八（略）

第〇〇条の二九（略）

第〇〇条の三〇（略）

第〇〇条の三一（略）

第〇〇条の三二（略）

第〇〇条の三三（略）

第〇〇条の三四（略）

第〇〇条の三五（略）

第〇〇条の三六（略）

第〇〇条の三七（略）

第〇〇条の三八（略）

第〇〇条の三九（略）

第〇〇条の四〇（略）

第〇〇条の四一（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（住民票コードの告知要制限）

第〇〇条の七（略）

第〇〇条の八（略）

第〇〇条の九（略）

第〇〇条の十（略）

第〇〇条の十一（略）

第〇〇条の十二（略）

第〇〇条の十三（略）

第〇〇条の十四（略）

第〇〇条の十五（略）

第〇〇条の十六（略）

第〇〇条の十七（略）

第〇〇条の十八（略）

第〇〇条の十九（略）

第〇〇条の二十（略）

第〇〇条の二十一（略）

第〇〇条の二十二（略）

第〇〇条の二十三（略）

（都道府県の審議の設置）

第〇〇条の四〇（略）

第〇〇条の四一（略）

第〇〇条の四二（略）

第〇〇条の四三（略）

第〇〇条の四四（略）

第〇〇条の四五（略）

第〇〇条の四六（略）

第〇〇条の四七（略）

第〇〇条の四八（略）

第〇〇条の四九（略）

第〇〇条の五〇（略）

第〇〇条の五一（略）

第〇〇条の五二（略）

第〇〇条の五三（略）

第〇〇条の五四（略）

第〇〇条の五五（略）

第〇〇条の五六（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（住民票コードの告知要制限）

第〇〇条の七（略）

第〇〇条の八（略）

第〇〇条の九（略）

第〇〇条の十（略）

第〇〇条の十一（略）

第〇〇条の十二（略）

第〇〇条の十三（略）

第〇〇条の十四（略）

第〇〇条の十五（略）

第〇〇条の十六（略）

第〇〇条の十七（略）

第〇〇条の十八（略）

第〇〇条の十九（略）

第〇〇条の二十（略）

第〇〇条の二十一（略）

第〇〇条の二十二（略）

第〇〇条の二十三（略）

（都道府県の審議の設置）

第〇〇条の四〇（略）

第〇〇条の四一（略）

第〇〇条の四二（略）

第〇〇条の四三（略）

第〇〇条の四四（略）

第〇〇条の四五（略）

第〇〇条の四六（略）

第〇〇条の四七（略）

第〇〇条の四八（略）

第〇〇条の四九（略）

第〇〇条の五〇（略）

第〇〇条の五一（略）

第〇〇条の五二（略）

第〇〇条の五三（略）

第〇〇条の五四（略）

第〇〇条の五五（略）

第〇〇条の五六（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

○地方税法

④ 第一項又は第二項の規定による申告書に第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該記載がされた者が同号の控除対象扶養親族であり、かつ、同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が第一項第四号の二の(1)（定義）に掲げる者に該当することである場合には、当該書類及び同号(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなければならない。改正後の⑤

⑤ 第一項又は第二項の規定による申告書は、従たる給付については扶養控除等申告書という。改正後の⑥

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地方税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三法）
本則一条 令和七・一施行

（大規模の譲却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）
第三四九条の四⑥（略）

⑦ 道府県知事は、第三百十九條第一項又は第四百十七條第二項の規定により市町村に固定資産の価額を配分する場合において、当該市町村において一の納税義務者が所有する譲却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額を超えることとなるときは、第三百八十九條第一項、第三百九十三條又は第四百十七條第一項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にその旨を併せて記載しなければならない。

⑧ 総務大臣は、第三百八十九條第一項又は第四百十七條第二項の規定により市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額を超えることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、第三百八十九條第一項、第三百九十三條又は第四百十七條第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に併せて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

○道路交通法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五・六・一六法五〇） 附則一四条（令和六・六・一五まで施行）

（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転）
第二〇七条の二 道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証（第九七条の七第一項の国内運転免許証を除く。）で条約附屬書若しくは条約附屬書十に定める様式に合致したものの（以下この条において「国際運転免許証」という。）又は自動車等の運転の本邦の域外に在る国若しくは地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。）を所持する者（第八八条第一項第二号から第四号までのいづれかに該当する者を除く。）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸し住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に登録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認（同法第六十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第二項）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受け、法第六十一条の二第二項の場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第二項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く（第四十七条の二の二第二項第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客運送を目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車

を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

第 項	の九第一項各号に掲げる処分は不作為に対する意見その他の審査請求人、主張を記載した書面(以下「申述書」という。)
略	
第 三 項	入管法第六十一条の二第九第一項

(改正後の第六十二条の二)

第六十二条の二(一) 改正後の第六十二条の二(一) 略

(難民旅行証明書)

第六十二条の二(二) 略

③ 第一項の難民旅行の有効期間は、一年とする。

④ 前項の場合において、出入国在留管理庁長官が特に必要であると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することができる期限を定めることができる。

⑥ 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期限内に出国申請ができない相対的理由があると認めるときは、その申請を延長することができる。

⑦ ① 略

(改正後の第六十二条の二)

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納)

第六十二条の三 本邦に在留する外国人で難民の認定又は補充的保護対象者の認定を受けているものが、第四項第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、速やかに出入国在留管理庁長官にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補充的保護対象者認定証明書を返納しなければならない。改正後の第六十二条の三

(事実上の調査)

第六十二条の四(一) 法務大臣は、難民の認定、補充的保護対象者の認定、第六十一条の二第二項若しくは第六十一条の三若しくは第六十一条の四第一項の規定による許可、第六十一条の二の五の規定による許可の取消し、第六

十一条の二の七第一項の規定による難民の取消し、同条第一項の規定による補充的保護対象者の認定の取消し又は第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うための必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

② 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めるときが、改正後の第六十二条の四(一) 略

③ 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるときが、改正後の第六十二条の四(一) 略

④ 改正後の第六十二条の四(一) 略

第六十二条の五(一) 改正後の第六十二条の五(一) 略

(入国審査官)

第六十二条の三(一) 略

(住居等)

② 第二十条の四第二項(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、第二十三条の四第二項ただし書(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。)次条第六号において同じ。の規定による通知並びに第十一項の四第四項及び第五項の規定による交付送達を行うときは、

三 第十九条の三第七項、第十九条の二第二項及び第六十一条の三第四項に規定する事実の調査を行うときは、

四 第七十一(改正により追加)

七 第七十五の三第二項の規定による出国命令をすること。

(改正後の十三)

(入国準備官)

第六十二条の三(一) 略

(住居等)

② 第十九条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うときは、

四 第十九条の三第七項、第十九条の二第二項に規定する事実の調査を行うときは、

五 略

第六十二条の四第二項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うときは、

五 略

第六十二条の四第一項の規定による許可の取消し、第六

十一(改正により追加)

七 第七十五の三第二項の規定による出国命令をすること。

(改正後の十三)

(入国審査官)

号)の規定の適用については、警察員とする。

⑤ 略

第六十一条の六 地方出入国在留管理局に、収容書書の執行を受ける者を取容する収容場を設ける。(改正により附された)

(収容場)

第六十二条の七(一) 改正後の第六十二条の七(一) 略

(被收容者の処遇)

第六十二条の七(二) 改正後の第六十二条の七(二) 略

① 入国者取容所又は収容場(以下「入国者取容所」という。)に收容される者(以下「被收容者」という)には、入国者取容所等の保安上支障のない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

② 被收容者には、一定の賃金を貸し、及び一定の糧食を給与するものとする。

③ 被收容者に対する給養は、適正ななければならない。入国者取容所等の設備は、衛生でなければならない。

④ 入国者取容所長又は地方出入国在留管理局長(以下「入国者取容所長等」という)は、入国者取容所等の保安上又は衛生上必要と認めるときは、被收容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を留置することができる。

⑤ 入国者取容所長等は、入国者取容所等の保安上必要があると認めるときは、被收容者の受容する前借を検査し、及びその発受を禁止し、又は制限するものとする。

⑥ 前各号の規定するものを除く。被收容者の処遇に関し必要な事項は、法務省で定める。

(改正により附された)

(入国者取容所等視察委員会)

第六十一条の七(一) 法務省が定める出入国在留管理官に、

入国者取容所等視察委員会(以下「委員会」という)を設け、

① 委員会は、入国者取容所等の適正な運営を監察し、法務省が定める相互区域内にある入国者取容所等を監察し、その運営に関し、入国者取容所等に対し意見を述べることができる。

(改正により附された)

(組織等)

第六十二条の三(一) 委員会は、委員十人以上で組織する。

② 委員は、人権意識が高く、かつ入国者取容所等の運営の改善向上に熱意を有する者の中から、法務大臣が任命する。

委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

委員は、非常勤とする。

④ 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省で定める。

(改正により附された)

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第六十一条の四(一) 入国者取容所長等は、入国者取容所等の運

営の状況について、法務省で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

② 委員会は、入国者取容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者取容所等の視察をすることができ、この場合において、委員は、必要と認めるときは、入国者取容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

③ 入国者取容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

④ 第六十一条の七第五項の規定にかかわらず、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又その提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

(改正により附された)

(委員会の意見等の公表)

第六十二条の七(五) 法務大臣は、毎年、委員会が出入国者取容所長等に対し、意見及びこれを受けて入国者取容所長等講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(改正により附された)

(出国待機施設の視察等)

第六十二条の七(六) 委員会は、第六十二条の七の二第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省が定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べることができるものとする。

② 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

(改正により附された)

第六十二条の七(七) 改正後の第六十二条の六

第六十二条の八、第六十二条の八の二、改正後の第六十二条の七、

第六十二条の七(一)

第六十二条の九、改正後の第六十二条の八

(送達)

第六十二条の九(一) 第十二条第四項又は第五項(第十一

条の二の第二項においていられる規定を準用する場合を含む)の規定による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者による書類の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第一

条第六項に規定する「被信書事業者」とは、同条第九項に規定する特定信使事業者による同条第二項に規定する信書便

定による「信書便」という)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住居地に送達して行つて、

(改正により附された)

(委員会)

第六十一条の四(一) 入国者取容所長等は、入国者取容所等の運

営の状況について、法務省で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

② 委員会は、入国者取容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者取容所等の視察をすることができ、この場合において、委員は、必要と認めるときは、入国者取容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

③ 入国者取容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

④ 第六十一条の七第五項の規定にかかわらず、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又その提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

(改正により附された)

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・国際的な不正資金等の移転等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第二〇六六号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四・一・二九法九七）本則六条（令和六・六・八）まで（施行）

（取引時確認等）

第三条 特定事業者（第二十一条第四十五号に掲げる特定事業者（第三十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等と間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ表中の欄に掲げる業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（第二項第二号において「特定取引」とい）と同項前段に規定する取引に該当するものを除く。を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二十一条第四十六号から第四十九号まで）に掲げる特定事業者においては、第一号に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- ① 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めることにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに伴う当該取引がその価額が政令で定める額を超えたる財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び取入の状況（第二十一条第四十六号から第四十九号まで）に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項の確認を行わなければならない。この場合において、第二号イ又はロに掲げる取引に際して行う取引第一号に掲げる事項の確認は、第二号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った当該特定事業者の価額とは異なる方法により行うものとし、資産及び取入の状況の確認は、第二十一条第一項の規定による届出を行った場合と相当するものとみなす。ただし、前項第一号に掲げる事項は、第二十一条第三号の二（略）
- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 住書略
- ⑥ 略
- ⑦ 略
- ⑧ 略

格等（人） 第一項 次の各号（第二十一条 略）
第二項第四十六号 略
第三項 第四十九号まで 略
社団又は 略

有効な改正前規定（犯罪収益移転防止法）

Table with columns: 第一項 (Item 1), 第二項 (Item 2), 第三項 (Item 3), 第四項 (Item 4). Content includes financial statements and specific transaction details.

⑥ 取引記録等の作成義務等
第七十一条（略）
② 第二十一条第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二項第四十六号において「以下この条において同じ。」を付した場合には、その価額に揚げる者の中欄に規定する特定受任行為の代理等を含む。）に以下この条において同じ。）を行った場合には、その価額に少額である財産の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により顧客等の確認記録を検査するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

② 改正より追加
① 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容と照準し、か、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行われなければならない。（改正後の③）
③ 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行うとともに、その届出を行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。（改正後の④）
④ 改正後の⑥
⑤ 略
⑥ 略
（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）
第二十一条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらの前項に規定する措置に相当する措置については、第二十一条第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。
② 第五十条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行ふ本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。
③ 略
（是正命令）
第一八条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項（これらは第二項（一）の規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七條、第八条第一項から第三項まで又は第九条から第十条の五までの規定に違反しているとき、当該特定事業者に対して、当該違反を是正するために必要な措置をとべきことを命ずることができる。
別表（第四四条関係）
略
第一條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一條の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、一百〇一、一百〇二、一百〇三、一百〇四、一百〇五、一百〇六、一百〇七、一百〇八、一百〇九、一百一〇、一百一十一、一百一二、一百一三、一百一四、一百一五、一百一六、一百一七、一百一八、一百一九、一百二〇、一百二一、一百二二、一百二三、一百二四、一百二五、一百二六、一百二七、一百二八、一百二九、一百三〇、一百三一、一百三二、一百三三、一百三四、一百三五、一百三六、一百三七、一百三八、一百三九、一百四〇、一百四一、一百四二、一百四三、一百四四、一百四五、一百四六、一百四七、一百四八、一百四九、一百五〇、一百五一、一百五二、一百五三、一百五四、一百五五、一百五六、一百五七、一百五八、一百五九、一百六〇、一百六一、一百六二、一百六三、一百六四、一百六五、一百六六、一百六七、一百六八、一百六九、一百七〇、一百七一、一百七二、一百七三、一百七四、一百七五、一百七六、一百七七、一百七八、一百七九、一百八〇、一百八一、一百八二、一百八三、一百八四、一百八五、一百八六、一百八七、一百八八、一百八九、一百九〇、一百九一、一百九二、一百九三、一百九四、一百九五、一百九六、一百九七、一百九八、一百九九、二百、二百〇一、二百〇二、二百〇三、二百〇四、二百〇五、二百〇六、二百〇七、二百〇八、二百〇九、二百一〇、二百一一、二百一二、二百一三、二百一四、二百一五、二百一六、二百一七、二百一八、二百一九、二百二〇、二百二一、二百二二、二百二三、二百二四、二百二五、二百二六、二百二七、二百二八、二百二九、二百三〇、二百三一、二百三二、二百三三、二百三四、二百三五、二百三六、二百三七、二百三八、二百三九、二百四〇、二百四一、二百四二、二百四三、二百四四、二百四五、二百四六、二百四七、二百四八、二百四九、二百五〇、二百五一、二百五二、二百五三、二百五四、二百五五、二百五六、二百五七、二百五八、二百五九、二百六〇、二百六一、二百六二、二百六三、二百六四、二百六五、二百六六、二百六七、二百六八、二百六九、二百七〇、二百七一、二百七二、二百七三、二百七四、二百七五、二百七六、二百七七、二百七八、二百七九、二百八〇、二百八一、二百八二、二百八三、二百八四、二百八五、二百八六、二百八七、二百八八、二百八九、二百九〇、二百九一、二百九二、二百九三、二百九四、二百九五、二百九六、二百九七、二百九八、二百九九、三百、三百〇一、三百〇二、三百〇三、三百〇四、三百〇五、三百〇六、三百〇七、三百〇八、三百〇九、三百一〇、三百一一、三百一二、三百一三、三百一四、三百一五、三百一六、三百一七、三百一八、三百一九、三百二〇、三百二一、三百二二、三百二三、三百二四、三百二五、三百二六、三百二七、三百二八、三百二九、三百三〇、三百三一、三百三二、三百三三、三百三四、三百三五、三百三六、三百三七、三百三八、三百三九、三百四〇、三百四一、三百四二、三百四三、三百四四、三百四五、三百四六、三百四七、三百四八、三百四九、三百五〇、三百五一、三百五二、三百五三、三百五四、三百五五、三百五六、三百五七、三百五八、三百五九、三百六〇、三百六一、三百六二、三百六三、三百六四、三百六五、三百六六、三百六七、三百六八、三百六九、三百七〇、三百七一、三百七二、三百七三、三百七四、三百七五、三百七六、三百七七、三百七八、三百七九、三百八〇、三百八一、三百八二、三百八三、三百八四、三百八五、三百八六、三百八七、三百八八、三百八九、三百九〇、三百九一、三百九二、三百九三、三百九四、三百九五、三百九六、三百九七、三百九八、三百九九、四百、四百〇一、四百〇二、四百〇三、四百〇四、四百〇五、四百〇六、四百〇七、四百〇八、四百〇九、四百一〇、四百一一、四百一二、四百一三、四百一四、四百一五、四百一六、四百一七、四百一八、四百一九、四百二〇、四百二一、四百二二、四百二三、四百二四、四百二五、四百二六、四百二七、四百二八、四百二九、四百三〇、四百三一、四百三二、四百三三、四百三四、四百三五、四百三六、四百三七、四百三八、四百三九、四百四〇、四百四一、四百四二、四百四三、四百四四、四百四五、四百四六、四百四七、四百四八、四百四九、四百五〇、四百五一、四百五二、四百五三、四百五四、四百五五、四百五六、四百五七、四百五八、四百五九、四百六〇、四百六一、四百六二、四百六三、四百六四、四百六五、四百六六、四百六七、四百六八、四百六九、四百七〇、四百七一、四百七二、四百七三、四百七四、四百七五、四百七六、四百七七、四百七八、四百七九、四百八〇、四百八一、四百八二、四百八三、四百八四、四百八五、四百八六、四百八七、四百八八、四百八九、四百九〇、四百九一、四百九二、四百九三、四百九四、四百九五、四百九六、四百九七、四百九八、四百九九、五百、五百〇一、五百〇二、五百〇三、五百〇四、五百〇五、五百〇六、五百〇七、五百〇八、五百〇九、五百一〇、五百一一、五百一二、五百一三、五百一四、五百一五、五百一六、五百一七、五百一八、五百一九、五百二〇、五百二一、五百二二、五百二三、五百二四、五百二五、五百二六、五百二七、五百二八、五百二九、五百三〇、五百三一、五百三二、五百三三、五百三四、五百三五、五百三六、五百三七、五百三八、五百三九、五百四〇、五百四一、五百四二、五百四三、五百四四、五百四五、五百四六、五百四七、五百四八、五百四九、五百五〇、五百五一、五百五二、五百五三、五百五四、五百五五、五百五六、五百五七、五百五八、五百五九、五百六〇、五百六一、五百六二、五百六三、五百六四、五百六五、五百六六、五百六七、五百六八、五百六九、五百七〇、五百七一、五百七二、五百七三、五百七四、五百七五、五百七六、五百七七、五百七八、五百七九、五百八〇、五百八一、五百八二、五百八三、五百八四、五百八五、五百八六、五百八七、五百八八、五百八九、五百九〇、五百九一、五百九二、五百九三、五百九四、五百九五、五百九六、五百九七、五百九八、五百九九、六百、六百〇一、六百〇二、六百〇三、六百〇四、六百〇五、六百〇六、六百〇七、六百〇八、六百〇九、六百一〇、六百一一、六百一二、六百一三、六百一四、六百一五、六百一六、六百一七、六百一八、六百一九、六百二〇、六百二一、六百二二、六百二三、六百二四、六百二五、六百二六、六百二七、六百二八、六百二九、六百三〇、六百三一、六百三二、六百三三、六百三四、六百三五、六百三六、六百三七、六百三八、六百三九、六百四〇、六百四一、六百四二、六百四三、六百四四、六百四五、六百四六、六百四七、六百四八、六百四九、六百五〇、六百五一、六百五二、六百五三、六百五四、六百五五、六百五六、六百五七、六百五八、六百五九、六百六〇、六百六一、六百六二、六百六三、六百六四、六百六五、六百六六、六百六七、六百六八、六百六九、六百七〇、六百七一、六百七二、六百七三、六百七四、六百七五、六百七六、六百七七、六百七八、六百七九、六百八〇、六百八一、六百八二、六百八三、六百八四、六百八五、六百八六、六百八七、六百八八、六百八九、六百九〇、六百九一、六百九二、六百九三、六百九四、六百九五、六百九六、六百九七、六百九八、六百九九、七百、七百〇一、七百〇二、七百〇三、七百〇四、七百〇五、七百〇六、七百〇七、七百〇八、七百〇九、七百一〇、七百一一、七百一二、七百一三、七百一四、七百一五、七百一六、七百一七、七百一八、七百一九、七百二〇、七百二一、七百二二、七百二三、七百二四、七百二五、七百二六、七百二七、七百二八、七百二九、七百三〇、七百三一、七百三二、七百三三、七百三四、七百三五、七百三六、七百三七、七百三八、七百三九、七百四〇、七百四一、七百四二、七百四三、七百四四、七百四五、七百四六、七百四七、七百四八、七百四九、七百五〇、七百五一、七百五二、七百五三、七百五四、七百五五、七百五六、七百五七、七百五八、七百五九、七百六〇、七百六一、七百六二、七百六三、七百六四、七百六五、七百六六、七百六七、七百六八、七百六九、七百七〇、七百七一、七百七二、七百七三、七百七四、七百七五、七百七六、七百七七、七百七八、七百七九、七百八〇、七百八一、七百八二、七百八三、七百八四、七百八五、七百八六、七百八七、七百八八、七百八九、七百九〇、七百九一、七百九二、七百九三、七百九四、七百九五、七百九六、七百九七、七百九八、七百九九、八百、八百〇一、八百〇二、八百〇三、八百〇四、八百〇五、八百〇六、八百〇七、八百〇八、八百〇九、八百一〇、八百一一、八百一二、八百一三、八百一四、八百一五、八百一六、八百一七、八百一八、八百一九、八百二〇、八百二一、八百二二、八百二三、八百二四、八百二五、八百二六、八百二七、八百二八、八百二九、八百三〇、八百三一、八百三二、八百三三、八百三四、八百三五、八百三六、八百三七、八百三八、八百三九、八百四〇、八百四一、八百四二、八百四三、八百四四、八百四五、八百四六、八百四七、八百四八、八百四九、八百五〇、八百五一、八百五二、八百五三、八百五四、八百五五、八百五六、八百五七、八百五八、八百五九、八百六〇、八百六一、八百六二、八百六三、八百六四、八百六五、八百六六、八百六七、八百六八、八百六九、八百七〇、八百七一、八百七二、八百七三、八百七四、八百七五、八百七六、八百七七、八百七八、八百七九、八百八〇、八百八一、八百八二、八百八三、八百八四、八百八五、八百八六、八百八七、八百八八、八百八九、八百九〇、八百九一、八百九二、八百九三、八百九四、八百九五、八百九六、八百九七、八百九八、八百九九、九百、九百〇一、九百〇二、九百〇三、九百〇四、九百〇五、九百〇六、九百〇七、九百〇八、九百〇九、九百一〇、九百一一、九百一二、九百一三、九百一四、九百一五、九百一六、九百一七、九百一八、九百一九、九百二〇、九百二一、九百二二、九百二三、九百二四、九百二五、九百二六、九百二七、九百二八、九百二九、九百三〇、九百三一、九百三二、九百三三、九百三四、九百三五、九百三六、九百三七、九百三八、九百三九、九百四〇、九百四一、九百四二、九百四三、九百四四、九百四五、九百四六、九百四七、九百四八、九百四九、九百五〇、九百五一、九百五二、九百五三、九百五四、九百五五、九百五六、九百五七、九百五八、九百五九、九百六〇、九百六一、九百六二、九百六三、九百六四、九百六五、九百六六、九百六七、九百六八、九百六九、九百七〇、九百七一、九百七二、九百七三、九百七四、九百七五、九百七六、九百七七、九百七八、九百七九、九百八〇、九百八一、九百八二、九百八三、九百八四、九百八五、九百八六、九百八七、九百八八、九百八九、九百九〇、九百九一、九百九二、九百九三、九百九四、九百九五、九百九六、九百九七、九百九八、九百九九、千、千〇一、千〇二、千〇三、千〇四、千〇五、千〇六、千〇七、千〇八、千〇九、千一〇、千一一、千一二、千一三、千一四、千一五、千一六、千一七、千一八、千一九、千二〇、千二一、千二二、千二三、千二四、千二五、千二六、千二七、千二八、千二九、千三〇、千三一、千三二、千三三、千三四、千三五、千三六、千三七、千三八、千三九、千四〇、千四一、千四二、千四三、千四四、千四五、千四六、千四七、千四八、千四九、千五〇、千五一、千五二、千五三、千五四、千五五、千五六、千五七、千五八、千五九、千六〇、千六一、千六二、千六三、千六四、千六五、千六六、千六七、千六八、千六九、千七〇、千七一、千七二、千七三、千七四、千七五、千七六、千七七、千七八、千七九、千八〇、千八一、千八二、千八三、千八四、千八五、千八六、千八七、千八八、千八九、千九〇、千九一、千九二、千九三、千九四、千九五、千九六、千九七、千九八、千九九、千〇〇〇

Table with 2 columns: 十九号に 掲げる者 (Subject), 若しくは第四十八条の五に 定める業務又はこれらに付 随し、若しくは関連する業 務のうち、特定受任行為の 代理者に係るもの (Object/Scope).

○自動車運転死傷行為等処罰法

○自動車運転死傷行為等処罰法 刑事訴訟法

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

○国民年金法

有効な改正前規定（自動車運転死傷行為等処罰法 刑事訴訟法 労働施策推進法 国民年金法）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

△ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五・五・一七法二）

△ 本則 条 令和六・六・一六まで（に施行）

第九九条の四 第九九条の一（改正より追加）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

△ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五・六・一六法五五） 附則二条（令和六・六・一五まで（に施行）

（定義）

第一條（略）

第二條（略）

第三條（略）

第四條（略）

第五條（略）

第六條（略）

第七條（略）

第八條（略）

第九條（略）

第十條（略）

第十一條（略）

第十二條（略）

第十三條（略）

第十四條（略）

第十五條（略）

第十六條（略）

第十七條（略）

第十八條（略）

第十九條（略）

第二十條（略）

第二十一條（略）

第二十二條（略）

第二十三條（略）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

△ 国民年金法の一部を改正する法律（令和五・六・九法四） 附則三条（令和六・二・二施行）

（保険料の納付委託）

第九九条の三（一）次に掲げる者は、被保険者第一号に掲げる者であつては国民年金基金の加入員に於ては市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九十條第十項の規定により特別の有期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けよとするものに限る。の委託を受け、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行つことができる。

一、厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村（改正より削られた）

（略）

③ 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第二号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

△ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五・六・一六法五五） 附則二条（令和六・六・一五まで（に施行）

（定義）

第一條（略）

第二條（略）

第三條（略）

第四條（略）

第五條（略）

第六條（略）

第七條（略）

第八條（略）

第九條（略）

第十條（略）

第十一條（略）

第十二條（略）

第十三條（略）

第十四條（略）

第十五條（略）

第十六條（略）

第十七條（略）

第十八條（略）

第十九條（略）

第二十條（略）

第二十一條（略）

第二十二條（略）

第二十三條（略）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

△ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五・六・一六法五五） 附則二条（令和六・六・一五まで（に施行）

（定義）

第一條（略）

第二條（略）

第三條（略）

第四條（略）

第五條（略）

第六條（略）

第七條（略）

第八條（略）

第九條（略）

第十條（略）

第十一條（略）

第十二條（略）

第十三條（略）

第十四條（略）

第十五條（略）

第十六條（略）

第十七條（略）

第十八條（略）

第十九條（略）

第二十條（略）

第二十一條（略）

第二十二條（略）

第二十三條（略）

○健康保険法

令第六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 令相五・六・九四四
△本則二条(令相六・二二・二施行)

第五 条の三 改正により追加

○国民健康保険法

令第六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 令相五・六・九四四
△本則一〇条(令相六・二二・二施行)

第五 条の三 改正により追加

- ③ 第四 条(二) 略
- ④ 第四 条(三) 略
- ⑤ 第四 条(四) 略
- ⑥ 第四 条(五) 略
- ⑦ 第四 条(六) 略
- ⑧ 第四 条(七) 略
- ⑨ 第四 条(八) 略
- ⑩ 第四 条(九) 略
- ⑪ 第四 条(十) 略
- ⑫ 第四 条(十一) 略
- ⑬ 第四 条(十二) 略
- ⑭ 第四 条(十三) 略
- ⑮ 第四 条(十四) 略
- ⑯ 第四 条(十五) 略
- ⑰ 第四 条(十六) 略
- ⑱ 第四 条(十七) 略
- ⑲ 第四 条(十八) 略
- ⑳ 第四 条(十九) 略
- ㉑ 第四 条(二十) 略
- ㉒ 第四 条(二十一) 略
- ㉓ 第四 条(二十二) 略
- ㉔ 第四 条(二十三) 略
- ㉕ 第四 条(二十四) 略
- ㉖ 第四 条(二十五) 略
- ㉗ 第四 条(二十六) 略
- ㉘ 第四 条(二十七) 略
- ㉙ 第四 条(二十八) 略
- ㉚ 第四 条(二十九) 略
- ㉛ 第四 条(三十) 略
- ㉜ 第四 条(三十一) 略
- ㉝ 第四 条(三十二) 略
- ㉞ 第四 条(三十三) 略
- ㉟ 第四 条(三十四) 略
- ㊱ 第四 条(三十五) 略
- ㊲ 第四 条(三十六) 略
- ㊳ 第四 条(三十七) 略
- ㊴ 第四 条(三十八) 略
- ㊵ 第四 条(三十九) 略
- ㊶ 第四 条(四十) 略
- ㊷ 第四 条(四十一) 略
- ㊸ 第四 条(四十二) 略
- ㊹ 第四 条(四十三) 略
- ㊺ 第四 条(四十四) 略
- ㊻ 第四 条(四十五) 略
- ㊼ 第四 条(四十六) 略
- ㊽ 第四 条(四十七) 略
- ㊾ 第四 条(四十八) 略
- ㊿ 第四 条(四十九) 略

- 正より附られた。
- ⑥ 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(原簿に一般疾病医療費の支給を受けることができる者及び十歳未満に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた者を除く。)に係る被保険者証の返還を求め、その世帯に属する被保険者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた者であるときは当該被保険者証の返還を求め、その世帯に属する被保険者証を返還する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた者であるときは、原簿(一般疾病医療費の支給を受けることができる者を除く。)において、その世帯に属するすべての被保険者(原簿に一般疾病医療費の支給を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた者)に係る被保険者証を返還する。改正後(一)。
- ⑦ 市町村は、被保険者資格証明書を受けたい世帯主が滞納している保険料を完納したときはその世帯に係る滞納額が著しく減少し、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。改正後(二)。
- ⑧ 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原簿(一般疾病医療費の支給を受けることができる者)となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。改正後(三)。
- ⑨ 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。改正後(四)。
- ⑩ 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定め、この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主(第一項の規定により市町村が被保険者の返還を求めるときされる者)を除く。及びその世帯に係る被保険者、国民年金法、昭和三十四年法律第四十四号の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第四十八條第一項の規定により保険料を納付する義務を負う者)を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者(世帯)及びその世帯に属する被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた者に係る被保険者証に属する被保険者については、六月未満の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の有効期間は、六月以上としなければならない。改正後(五)。
- 正より附られた。

- ⑪ 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合、被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。同一の世帯に属するすべての被保険者(前項ただし書規定する場合における当該世帯に係る十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつた者)の定まる厚生労働省令で定める者を除く。について同一の有効期間を定めなければならない。改正後(六)。
- ⑫ 日本年金機構に行はせ、当該世帯主の厚生労働大臣の通知に係る事務は、日本年金機構に行はせるとする。改正後(七)。
- ⑬ 国民年金法第九の四第三項、第四項、第五項及び第六項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要と認むる技術的読えは、政令で定める。改正後(八)。
- ⑭ 住民基本台帳法、昭和四十二年法律第八の四、第二十二條から第二十四條まで、第二十五條、第三十條の四、第六十二條第三十條の四の二の規定による届出があつたときは、当該届出に係る書面に同法第四十八條の規定による付託があつたときは、その届出(同一の事由に基づく第一項又は第九十項の規定による届出があつたもののみならず、改正後(九))。前各届出に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関する事項は、厚生労働省令で定める。改正後(十)。
- ⑮ 療養費の給付
- 第五 条(一) 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び自傷に關し、次の方号に掲げる療養費の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。
- ① 一五 略
- ② 一五 略
- ③ 一五 略
- ④ 一五 略
- ⑤ 一五 略
- ⑥ 一五 略
- ⑦ 一五 略
- ⑧ 一五 略
- ⑨ 一五 略
- ⑩ 一五 略
- ⑪ 一五 略
- ⑫ 一五 略
- ⑬ 一五 略
- ⑭ 一五 略
- ⑮ 一五 略
- ⑯ 一五 略
- ⑰ 一五 略
- ⑱ 一五 略
- ⑲ 一五 略
- ⑳ 一五 略
- ㉑ 一五 略
- ㉒ 一五 略
- ㉓ 一五 略
- ㉔ 一五 略
- ㉕ 一五 略
- ㉖ 一五 略
- ㉗ 一五 略
- ㉘ 一五 略
- ㉙ 一五 略
- ㉚ 一五 略
- ㉛ 一五 略
- ㉜ 一五 略
- ㉝ 一五 略
- ㉞ 一五 略
- ㉟ 一五 略
- ㊱ 一五 略
- ㊲ 一五 略
- ㊳ 一五 略
- ㊴ 一五 略
- ㊵ 一五 略
- ㊶ 一五 略
- ㊷ 一五 略
- ㊸ 一五 略
- ㊹ 一五 略
- ㊺ 一五 略
- ㊻ 一五 略
- ㊼ 一五 略
- ㊽ 一五 略
- ㊾ 一五 略
- ㊿ 一五 略

有効な改正前規定 (健康保険法 国民健康保険法)

有効な改正前規定（臓器の移植に関する法律）

主又は組員が当該特定長期入院被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

②（略）

③（保外併用療養費）

第三三条(一) 市町村及び組合は、被保険者が自己の選定する保険医療機関等において、評価療養、患者申付療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

④（略）

⑤（療養費）

第四四条(一) 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難である認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等（療養外の給付若しくは手術を受け、薬局その他の診療所、診療所の医師、診察所若しくは手術を受け、薬局その他の診療所）又は組合員がむを得ないもの認めるときは、療養の給付等と代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

⑥（訪問看護療養費）

第五四條(一) 市町村及び組合は、被保険者が指定訪問看護事業者（健康保険法第十八条第二項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）以下同じ。以下同じ。指定訪問看護の指定訪問看護を受けることができるときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

⑦（特別療養費）

第六四條(一) 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について、その療養を受けたとき、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

① 改正により追加
② 健康保険法第十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条第四項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十五条第一項、第五十三条第二項の並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受ける特別療養費に係る療養費及びこれに伴う特別療養費の支給については準用する。この場合において、第五十三条第二項中「健康外併用療養費の額」とあるのは、「特別療養費の額」と、「健康外併用療養費の額」とあるのは、「特別療養費の額」と、被保険者が健康保険法第七十六条第一項の規定による厚生労働大臣の定められた例により、被保険者が交付されているらば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合があるときは、被保険者が交付されているらば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合と同法第十八条第四項、読み替へるほか、その他の規定に關し必要な技術的調整又は、政令で定める（改正後の法）
③ 第一項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に對し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。改正後の⑦
④ 第一項に規定する場合において、被保険者が電子医療情報等により被保険者であるとの確認を受けないときは、当該被保険者について診療若しくは療養の給付を受け、当該確認を受けなかつたときは、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等と代えて、療養費を支給するものとす。改正後の⑧
⑤ 第五十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、被保険者証が交付されている場合は、療養の給付を受けることができる場合と、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合と、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合と、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合と、被保険者証が交付されている場合は、被保険者証が交付されないならば、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合と読み替へるものとする。改正後の⑨

第六六條(一) 市町村及び組合は、保険給付（第四十三條第三

項又は第六十六條第二項の規定による差額の支給を含む。）以下同じ。を受けることができる世帯主又は組合員は、被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。
② 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができ、世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該被保険者の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情がある認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。
③ 市町村及び組合は、第九條第六項第二十二條において準用する場合を含むの規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払が一時的に止められる場合があるときは、滞納している保険料を納付し、滞りなく納付していることにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時停止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料を控除することができる。
第九一條(一) 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料若しくは他の法律の規定による徴収金に関する処分不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。

④（審査請求）

令和六年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五・六・九）
④ 附則（四）条（令和六・二）二施行
七 移住医療に関する法律等
第七條(二) 国及び地方公共団体は、国民がある機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死した後に提供する意思の有無を運送・免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する普及及び知識の普及に要する施策を講ずるものとする。

○臓器の移植に関する法律

○消費者契約法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(令和五・五・一七法九) 附則六条(令和六・一・一六までに施行)

(禁止請求の制限)

第二条の① 前条、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)第三十七条第①項、特定商取引に関する法律(昭和五十二年法律第五十七号)第五十条の十八から第五十八条、二十四号又は食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第一条の規定による請求(以下、**禁止請求**と称す)は、次に掲げる場合には、するべきでない。

- ① 一 略
- ② 二 略
- ③ 三 略
- ④ 四 略
- ⑤ 五 略
- ⑥ 六 略
- ⑦ 七 略
- ⑧ 八 略
- ⑨ 九 略
- ⑩ 十 略
- ⑪ 十一 略
- ⑫ 十二 略
- ⑬ 十三 略
- ⑭ 十四 略
- ⑮ 十五 略
- ⑯ 十六 略
- ⑰ 十七 略
- ⑱ 十八 略
- ⑲ 十九 略
- ⑳ 二十 略
- ㉑ 二十一 略
- ㉒ 二十二 略
- ㉓ 二十三 略
- ㉔ 二十四 略
- ㉕ 二十五 略
- ㉖ 二十六 略
- ㉗ 二十七 略
- ㉘ 二十八 略
- ㉙ 二十九 略
- ㉚ 三十 略
- ㉛ 三十一 略
- ㉜ 三十二 略
- ㉝ 三十三 略
- ㉞ 三十四 略
- ㉟ 三十五 略
- ㊱ 三十六 略
- ㊲ 三十七 略
- ㊳ 三十八 略
- ㊴ 三十九 略
- ㊵ 四十 略
- ㊶ 四十一 略
- ㊷ 四十二 略
- ㊸ 四十三 略
- ㊹ 四十四 略
- ㊺ 四十五 略
- ㊻ 四十六 略
- ㊼ 四十七 略
- ㊽ 四十八 略
- ㊾ 四十九 略
- ㊿ 五十 略

(管轄)

第三条① 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

○不当景品類及び不当表示防止法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(令和五・五・一七法二九) 本則(令和六・一・一六までに施行)

(定義)

第二条 この法律で、事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者を用い、当該事業を行う者の利益のためにその事業を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

② この法律で、事業者と称する事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。第四十条において同じ)の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的としない場合及び、現にその事業を営んでいるものを含むものとする。

(管轄)

第三条① 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

返金措置の実施による課金の額の減額等

第八十条 第一項規定の課金対象期間における当該商品は、業務の取引を行った一般消費者であつた政令で定めるところにより特定されているものからの中であつた場合、当該中出をした特定消費者の取引に係る商品の政令で定められた方法により算定した額に商品分の三割を乗じて返金以上の金額を交付する措置(以下、この条及び次条において、**返金措置**と称す)を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする金額(以下、この条において、**実施予定返金措置額**という)に関する画(以下、この条において、**実施予定返金措置計画**という)を作成し、これを第五十五条第一項に規定する書面と提出期限までに内閣府長官に提出して、その認定を受けることができる。

第一条① 略

② 内閣府令で定めるときは、第八十一条の規定において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の規定に実施された返金措置が認定された実施計画に適合して実施されたものと認めるときは、当該返金措置(認定実施予定返金措置計画)と同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がなされた場合においては、当該返金額は報告に係る返金措置を含むことにより計算した金額の額として、内閣府令で定めるところにより計算した金額の額から減額するものとする。

(課金の納付義務等)

第二条① 課金納付命令を受けた者は、第八十一条第九條又は前条第一項の規定により計算した課金金を納付しなければならない。

(課金の額)

② 第八十一条第九條又は前条第二項の規定により計算した課金金の額に、内閣府令で定めるときは、その端数は切り捨てられる。

(課金対象行為)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

物件の提出の命令、立入検査又は質問等

以下この項において同じ)が最初に行われた日(当該報告徴収等が行われた日)を当該課金対象期間とする。以下この項において、第五

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

(罰則)

④ 課金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課金対象行為に係る事業に、帳簿書類その他

送達に関する民事訴訟法の適用

第三十二条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条及び第九十七条の規定を準用する。この場合において、同法第九十二条第一項中「執行官」とあるのは、消費者庁の職員と、同法第九十三条中「裁判長」とある及び同法第九十六条中「裁判所」とあるのは、内閣府令で定めるときは、その端数は切り捨てられる。

公示送達

第三十三条① 内閣府令で定めるときは、公示送達

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

送達書類

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。改正により附則

有効な改正前規定(消費者契約法)

不当景品類及び不当表示防止法

不当景品類及び不当表示防止法

不当景品類及び不当表示防止法

有効な改正前規定（不当景品類及び不当表示防止法）

することがある。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が不明な場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつて送達することができないと認めるとき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱托を発した後六月を経過してもその送達を証する書翰の送付がない場合

② 公示送達は、送達すべき書翰を送達を受けるべき者によつても交付すべき旨を消費者庁の事務所に掲示するものにより行う。

③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から一週間を経過することにより、その効力を生ずる。

④ 前項において、六週間とする。

（改正により削られた）

⑤（電子情報処理組織の使用）
第四十条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつたこの節又は内閣令の規定により書翰の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七十一条の規定により同法第六十二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用し行ったときは、第二十一条において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載し書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に備えられた電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなくてはならない。（改正により削られた）

第五十条（略、改正後の第二十条）

第六十条（略、改正後の第三十条）

第七十条（略、改正後の第四十条）

第八十条（略、改正後の第五十条）

第九十条（略、改正後の第六十条）

第十十条（略、改正後の第七十条）

第十一十条（略、改正後の第八十条）

第十二十条（略、改正後の第九十条）

第十三十条（略、改正後の第十十条）

第十四十条（略、改正後の第十一十条）

第十五十条（略、改正後の第十二十条）

第十六十条（略、改正後の第十三十条）

第十七十条（略、改正後の第十四十条）

第十八十条（略、改正後の第十五十条）

第十九十条（略、改正後の第十六十条）

第二十十条（略、改正後の第十七十条）

第二十一十条（略、改正後の第十八十条）

第二十二十条（略、改正後の第十九十条）

閉じ報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくは他の者との事業に關しに關係のある事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

②（略）

③（略）

④（略）

第二章
第六節 新第二十六条（改正により追加）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三〇条（略）

第三五条（略、改正後の第二十条）

第四一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第三六一条（略、改正により追加）

第四一条 第三十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外のために利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。（改正後の第三十二条）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）